

件名	愛媛整肢療護園使用料条例の一部を改正する条例			
主管課	障害福祉課			
根拠法令等	障害者自立支援法（17年11月7日公布、18年10月1日施行） 児童福祉法の一部改正			
<p>【改正の概要】</p> <p>障害者自立支援法により児童福祉法の一部が改正されることに伴い、愛媛整肢療護園の指定施設支援に係る使用料を徴収するための一部改正</p> <p>1 被徴収者 愛媛整肢療護園を使用する者 愛媛整肢療護園を使用する者又はその保護者</p> <p>2 使用料の額の改正</p> <p>(1) 児童福祉法の規定による障害児施設支援に通常要する費用について厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と特定費用の額との合計額を基準として知事が定める額</p> <p>(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による療養又は医療に要する費用の額及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額を基準として知事が定める額 従来どおり</p>				
施行日	平成18年10月1日			
<p>【その他参考事項】</p> <p>契約制度の導入</p> <p>知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の利用については、平成18年10月から、契約制度による利用を導入。ただし、虐待等の利用契約になじまない場合は、引き続き措置により入所等を行う。</p> <p>愛媛整肢療護園に入所している障害児（加齢児を含む。）が、平成18年10月以降に引き続き入所を希望する場合には、原則として、保護者が、愛媛整肢療護園と契約を結び、障害児施設支援を受けることとなる。県は、障害児施設支援に要した費用のうち、介護サービスや自立支援サービスに要した費用（食費や光熱水費等の特定費用を除く。）の原則9割を負担し、結果として、残りの約1割が保護者負担となる。</p>				
障害児施設支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	障害児施設給付費(§24の2-1・2) (-)×0.9(0.9~1.0) =			
	家計への影響から政令で定める額(§24の2-3)			
	災害時に知事が定める額(§24の5)			
	政令で定める高額障害児施設給付費(§24の6)			
	(-)×0.1(0.0~0.1)			
	特定費用	食費・滞在費	特定入所障害児食費等給付費(§24の7)	
			残額	
	省令で定める日常生活費			
障害児施設医療に要した費用	障害児施設医療費(§24の20)	食事療養(標準負担額等を除く)		
		(-)×0.9		
(-)×0.1+ 食事療養(標準負担額等)				
網掛け部分が保護者負担				